



普及センターだより!

令和2年度

No.2

発行所 香川県小豆農業改良普及センター

〒761-4301 小豆郡小豆島町池田2519-2 TEL:0879-75-0145 FAX:0879-75-2477
URL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/shozu/nokai> E-mail shozunokai@pref.kagawa.lg.jp

シリーズ

小豆島の
多様な担い手

地域農業の新たな担い手として 集落営農で住みよい地域づくり

～小豆島町 米米クラブ～



米米クラブの皆さん

ふたおもて

小豆島町二面地区の「米米(こめこめ)クラブ(大下保代表)」は、農業機械の共同利用や農作業の受託、また耕作放棄地の解消により地域農業の維持発展を図ろうと、平成12年4月に構成員6人(現在7人)で設立した、小豆島でも数少ない集落営農組織です。

当組織の活動の中心である水稻の乾田直播栽培は、田を耕さず、専用の種播機で種粒を直接播く方法で、育苗や田植え作業の必要がなく、収穫量も田植えしたものと遜色ないことから、作付面積は当初の1haから2ha(約50筆)に拡大しています。この技術は、県内でも数少ない省力・低コスト化栽培技術として注目されており、農業者や関係機関から問い合わせがあり、普及センターも積極的に技術情報を提供し、島内でも取り組みたいという希望者がでてきています。

また、当組織では、地域内で耕作できなくなった農地の集積や、農作業の受託を積極的に行っており、「米が作れなくなり困っていたが、米米クラブに農地を預けられ安心している」といった声が寄せられており、遊休農地の発生を防ぐなど、地域農業の維持発展に大きく貢献しています。

大下代表からは「農地の荒廃は集落の荒廃につながります。米づくりは重労働ですが、一層の省力化と仲間づくりを目指し、努力を重ねたいと思います。」と抱負を語っていただきました。

引き続き、普及センターでは、地域農業の担い手としての「米米クラブ」の活動とともに、住みよい地域づくりを支援していきます。



GAP(農業生産工程管理)認証取得事例紹介

～経営発展に向けた取り組みを支援します～

「GAPに取り組む」と「GAP認証」

農産物を生産するために適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組みがGAP(ギャップ)です。安全・安心な農産物を持続的に生産するためには、農業生産現場での取り組み「GAPに取り組む」が重要となります。GAP認証は「GAPに取り組む」が正しく実施されているかどうか、第三者機関により客観的に証明されることです。

今回は、小豆島でGAP認証(J(ジェイ)GAP=日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法)を取得した事例を紹介します。

全国初!オリーブJGAP認証取得 (株)高尾農園 (代表取締役 高尾豊弘氏)

(株)高尾農園は、オリーブ(令和元年7月)、アスパラガス(同年8月)の2品目で青果物JGAP認証を取得しました。小豆島では初めてGAP認証を取得した生産者です。



整理・整頓された作業棟

アスパラガスは、認証範囲セクター(栽培、収穫、農産物取扱い)のうち、農産物取扱いである外部委託先(農産物取扱施設:JA香川県池田集荷場)の協力もあり、外部委託先についても認証となりました。

高尾氏は、「今後、オリーブについては上位認証であるASIAGAPや食品衛生管理HACCP認証の取得を進め、高品質オリーブオイルの輸出ができるよう体制を整えていくとともに、アスパラガスについてもASIAGAP認証を目指す。」との意向です。



アスパラガス栽培ハウス

県内初のイチゴJGAP認証取得 多田農園 (代表 多田 初氏)

多田農園は、土庄町豊島家浦でイチゴ施設栽培(品種:女峰)とフルッターパーラーの「いちご屋」を経営しています。

令和2年2月、イチゴの青果物JGAP認証を取得しました。イチゴでは、県内で初めての認証となったほか、小豆島管内では2件目に認証された生産者となりました。

多田農園のイチゴは、主にJA香川県を通じて市場出荷され、京阪神で販売されていますが、早くから6次産業化にも取り組んでおり、家浦港の近くにある直営店舗では、自家製のイチゴをふんだんに使ったパフェやイチゴ果実を加工したジャムなどを販売しており、国内外から来島する観光客に大人気です。

多田農園の取組みが第三者機関に認証されたことは、安全・安心な食品を提供している証であるとともに、产地として生産から調整・出荷までの工程管理体制を整備していくきっかけとなり、他の生産者への波及効果と、小豆島産イチゴへの信頼性が高まることが期待されます。



安全・安心なイチゴの加工品

「GAPに取り組む」から始めてみませんか?普及センター、JAでは、指導員資格を持つ職員が多数おり、GAPの取組み支援体制を整えていますので、ぜひ、御相談ください。

5年10年先も安心して暮らせる集落づくりへ ～地域の皆さんで考えてみませんか～

集落営農といえば、農業者だけの問題や取り組みと思っていませんか。確かに、お米を作ったりすることにより農地が保全されていますが、農家の方々がリタイヤすれば、地域の農地は誰が守るのでしょうか。また、地域のにぎわいもどうなるのでしょうか。

もし、農地が管理できず耕作放棄地となった場合、周辺の作物への影響やイノシシなどのすみかとなることも考えられ、農業の維持以外にも生活環境への影響も心配されます。

このため、今から地域の農業や活性化について、地域の皆さんで考えてみませんか。

● 集落営農のイメージと必要性は

「農地を貸したら戻ってこない」との間違った認識や、地域で話し合いを行うにも「リーダーがいない」との意見を伺います。

しかし、地域の今後5年、10年先を考え、「安心して生活できる環境」を守っていくことが重要であり、その一つとして「集落営農」が考えられます。

また、農業以外においても、生活環境の維持に向けた役割も果たしており、5年、10年先の地域の活性化もあわせて、住民の皆さんで話し合ってみましょう。



共同育苗作業

● まずは話し合いを行いましょう！

まずは家族で話し合い

- ・家の農地はだれが守るの？
- ・農業機械はいつまで使えるの？
- ・家庭菜園がイノシシに荒らされる！

御近所の方々と相談

- ・お互いの悩みを相談
- ・話し合いの仲間を増やす
- ・地域全体での話し合いの必要性

地域全体で話し合い

- ・農業や鳥獣害について
- ・ため池や水路などの地域環境について
- ・集落営農の必要性
- ・地域のにぎわいづくりに向けて

～5年、10年先を見据えて～

- ・地域の農地や生活環境の維持
- ・皆さんのが安心して暮らせる地域を～農業改良普及センターへ相談～

● 地域は人材の宝庫！皆さんで輝ける地域へ

- ・地域内には、農業者の皆さんを始め、機械整備が得意な方、農業機械のオペレータができる方、会計や事務が得意な方、豆腐など加工品作りが得意な女性や高齢者の方、さらには移住者の方で地域のにぎわいに関心のある方など、地域は人材の宝庫ではないでしょうか。皆さん協力して5年、10年先も輝ける地域にしてみませんか。

会計なら
まかせて！

オペレーター希望
機械の修繕も得意

大豆で
味噌や豆腐を
つくってみたいわ



～地域の皆さんでの話し合いにより、今後も安心して暮らせる地域づくりを進めましょう～

農業経営管理講習会の御案内～簿記記帳のすすめ～

普及センターでは認定農業者など扱い手を対象に、毎月、農業経営管理講習会を開催しています。簿記記帳の結果を経営改善に活用し、農業経営のステップアップを目指しましょう。また、簿記記帳に基づいて青色申告を行うと、税金が軽減されるなど税制上のメリットもあります。

新たに青色申告に取り組む方は、個人の場合、3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。

税制改正のポイント

令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額等が変更になります!

- ①青色申告の特別控除額 (現行 65万円 ⇒ 改正後 55万円)
- ②基礎控除額 (現行 38万円 ⇒ 改正後 48万円)
- ③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて、e-Taxによる申告(電子申告)
又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

農業経営管理講習会に参加希望の方は、普及センター経営改善担当まで
御連絡ください。



補助事業を活用し経営を発展させませんか？

香川県農政水産部では、農業の扱い手の皆さんの経営発展に向けた取組みを支援するため、栽培品目ごとや新規就農者の支援等に各種の補助事業があります。

今回は園芸作物に利用できる農業機械や施設等を整備できる補助事業の一部を紹介します。

●かがわ園芸産地活性化基盤整備事業 「園芸産地体制強化事業」

【事業実施主体】 営農集団(3戸以上)、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業協同組合等

【事業内容】 ①小規模土地基盤整備 ②栽培管理用機械施設 ③有機物供給・土づくり機械施設
④集出荷・調整・貯蔵機械施設等

【対象品目、品種】 野菜、果樹、花き、茶(ただし「さぬき讃フルーツ拡大支援事業」の補助対象となる「さぬきゴールド」や「シャインマスカット」などの一部は除きます。)

【補助率】 1/3以内

●オリーブ生産拡大加速化事業 「生産拡大加速化事業」

【事業実施主体】 農地所有適格法人、任意集団(3戸以上)、認定農業者、認定新規就農者、特認団体(株式会社等)等

【事業内容】 ①新植・改植用苗木代②初期費用③小規模土地基盤整備④栽培管理用施設⑤苗木養成設備⑥採油用機械⑦せん定枝粉碎用機械⑧未収益期間の必要経費

果実、または葉収穫用のオリーブ及びその苗木

【対象品目】 1/2以内、ただし苗木養成施設、採油用機械及びせん定枝粉碎用機械は1/3以内、未収益期間の必要経費は定額22万円以内/10a



「かがわ園芸産地活性化基盤整備事業」を活用したキウイフルーツの栽培棚

補助事業の詳しい内容については、普及センターに御相談ください。また、令和3年度に事業の実施を希望される場合は、今年の10月上旬に募集を行いますので、普及センター又は町の農林水産課、オリーブ課までお問い合わせください。